

入札説明書

日本赤十字社広島県支部車庫棟屋上防水改修工事等に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和6年7月11日（木）

2 契 約 者 広島市中区千田町2丁目5番64号

日本赤十字社広島県支部

事務局長 坂井 浩明

3 工 事 概 要

(1) 工 事 名 日本赤十字社広島県支部車庫棟屋上防水改修工事等

(2) 工事場所 広島市中区千田町2丁目5番64号

(3) 工事内容 別添仕様書のとおり

(4) 工 期 別添仕様書のとおり

4 競争入札参加資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 日本赤十字社広島県支部において、建設工事の「502（建築一式）」の競争入札参加資格においてD等級以上の認定を受けている単体の企業であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による一般建設業の許可を受け、営

業年数が継続して5年以上であること。

(4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

ア 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

イ 本件入札公告の時までに3ヵ月以上の恒常的な雇用関係を有する者。

(5) 本件入札参加書の提出期限の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は広島県内で行われる営繕工事の不正行為等に基づき、広島県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、広島県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部局

所在地：〒730-0052 広島市中区千田町2丁目5番64号

施設名：日本赤十字社広島県支部

担当者：総務課 松浦 優依

TEL：082-241-8811

FAX：082-240-2741

6 競争入札参加資格の確認等

本件競争入札の参加希望者は、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、本工事にかかる一般競争入札参加表明書（様式1）及び添付書類（以下併せて「入札参加書」という。）を提出し、契約者から競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 入札参加書の提出方法

ア 入札参加書を作成後、1部を提出すること。

イ 提出期間：令和6年7月11日（木）～令和6年7月19日（金）
土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～16時00分

ウ 提出場所：上記5に同じ。

エ 提出方法：入札参加書の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受

け付けない。

(2) 添付書類及び作成方法

ア 日本赤十字社広島県支部の建設工事の「502（建築一式）の「資格審査結果通知書」（写）

イ 一般建設業の許可書（写）（営業年数5年以上が確認可能なもの）

ウ 経営事項審査結果通知書（写）（直近のもの）

エ 配置予定技術者調書（様式2）

（ア）上記4（4）に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者（主任技術者又は監理技術者）の氏名、資格、工事の経験等について記載すること。記載する工事の経験の件数は1件でよい。また、配置予定の技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者について当該調書を提出することができる。

（イ）記載した事項について証明できる資格証明書等の写し及び工事の経験を証明できる書類の写し（CORINSデータ、発注者又は自社による工事従事証明書等可）を添付すること。

（ウ）同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、既に入札参加書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

（エ）他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づく指名停止を行うことがある。

*上記審査資料以外の参考資料は受理しない。

(3) 本件競争入札へ参加希望者で、上記4（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格の審査を受けることができる。資格審査申請書については広島県支部ホームページ掲載の競争入札に関する公示を参照のこと。

ア 提出期間：令和6年7月11日（木）～令和6年7月19日（金）
土曜、日曜及び祝日を除く 9時00分～16時00分

イ 提出場所：上記5に同じ。

ウ 提出方法：資格審査申請書の提出は提出場所へ持参又は郵送すること。

エ 提出部数：1部

(4) その他

ア 入札参加書及び他の提出書類の作成説明会は行わない。

イ 入札参加書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 契約者は提出された入札参加書を、本件一般競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使

用しない。

エ 提出された入札参加書は返却しない。

オ 提出期限以降における入札参加書は受領しない他、差し替え及び再提出は認めない。

カ 入札参加書に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合は、次に従い、質問書(様式3)により書面及び電子データ(エクセル形式)で提出すること。

ア 受付期間：令和6年7月22日(木)～令和6年7月24日(水)

9時00分～16時00分

イ 提出場所：上記5に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出することとし、電話又は口頭によるものは受け付けない。なお、書面には様式に従い、回答を受ける窓口担当者の部署、氏名、電話番号、メールアドレス等を併記すること。

(イ) 書面に併せて電子データ(エクセル形式)により質問事項を提出すること。なお、書面又は電子データのみでの提出は認められない。

電子データ提出先：sohmu@hiroshima.jrc.or.jp

エ 留意事項

質問回答送付用封筒(表に申請者の住所・氏名を記載し、82円分の切手を貼った長3号封筒)を併せて提出すること。なお、質問回答送付用封筒の提出がない場合は、メールによる電子データ(PDF形式)のみの回答とする。

(2) 上記7(1)の質問に対しては、下記により回答する。

ア 回答期日：令和6年7月29日(月)

イ 回答方法：Eメールにより電子データ(PDF形式)を送付後、書面を郵送する。

8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日 時：令和6年8月1日(木) 10時00分から

(2) 場 所：〒730-0052 広島市中区千田町2丁目5番64号

日本赤十字社広島県支部 3階会議室

(3) その他

入札場所への入場は1者につき2名以内とする。

9 入札方法等

- (1) 入札参加者は入札書をもって入札することとし、入札書（様式4）は持参すること。郵送又はFAXによる入札は認めない。なお、代理人が出席して入札する場合は、代表者からの委任状（様式5）を入札時に提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に際しては、予定価格及び最低制限価格を設定する。
- (4) 第1回目の入札が不調となった場合、ただちに再度入札に移行する。
- (5) 入札執行回数は、3回を限度とする。

10 工事費内訳書の提示

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。第1回目の入札が不調となったことにより第2回目、第3回目を実施する場合、第2回目、第3回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出は不要であること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額、材料等を明らかにすること。
- (3) 提出書面には、作成年月日、工事名、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (4) 工事費内訳書は契約者（担当部局、設計業務等の受託者等含）により内容を確認の後返却する。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。ただし、工事費内訳書の提出がない場合には、入札を無効とする。
- (6) 工事費内訳書の記載事項について契約者（担当部局、設計業務等の受託者等含）は説明を求めることがある。入札参加者は、説明を求められた場合、その要求を尊重し、対応しなければならない。

11 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

12 入札保証金及び契約履行保証

- (1) 入札保証金：免除とする。
- (2) 契約履行保証：免除とする。

13 入札の無効

本件入札の公告の日から、落札者の決定の時までの間に、照会窓口以外の日本赤十字社役員・職員に対し、本件に関する接触を求めた者の入札、入札公告及び本入札説明書に示した一般競争入札に参

加することができない者の入札又は競争入札参加資格のない者の入札、入札参加書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約者により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争入札参加資格のない者に該当する。

14 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合、入札の延期、中止、取消しをすることがある。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われぬおそれ又は行われなかつたおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格を超え、最低制限価格に最も近い価格の提示をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格を超え、有効な入札を行った他の者のうち、最低の提示をもって入札した者を落札者とする。ことがある。

16 配置予定技術者の確認

落札者決定後、落札者は、上記6(2)エの資料に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置すること。落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合以外は差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(4)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の技術力を有する者を配置し、速やかに入札参加書等の差し替えを行うこと。

17 手続における交渉の有無 無

18 契約書作成の要否等

別添「工事請負契約書案」により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

仕様書のとおりとする。

20 火災保険付保の要否 要

21 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

22 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。

23 その他

- (1) 入札参加者は、入札公告、本入札説明書、入札心得、工事請負契約書案及び設計図書等を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 本件競争入札参加資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動によって契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (3) 入札参加書等日本赤十字社に提出した書類に虚偽の記載をした場合においては、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札参加者への各種通知先は、入札参加表明書（様式1）に記載の「担当者連絡先」とする。
- (5) 本件一般競争入札にかかる入札公告、本入札説明書、入札心得及び工事請負契約書案は相互補完的に解釈されるものとする。なお、解釈にあたり曖昧さ又は矛盾が見られる場合は、上述の順序による優先順序に従い解釈されるものとする。
- (6) 本入札説明書、入札心得、工事請負契約書案及び仕様書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。